



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○ 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 1

公 告

○ 職業訓練指導員試験の実施（労働政策課）…………… 1

○ 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 3

人事委員会事項

○ 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

収用委員会事項

○ 収用の裁決手続開始の決定・5件…………… 4

告 示

沖縄県告示第448号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年 8 月 30 日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
糸満加入区	糸満漁業協同組合の糸満市地区	主としてひき網漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき網漁業）	糸満市西崎一丁目34番3号 城間盛弘 糸満市西川町37番地22号 上原正重

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成28年 8 月 30 日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 実施職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる全職種

2 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
 - ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
 - イ 省令第45条の2第2項第1号から第11号まで又は第3項第1号から第3号までに規定する者
 - ウ 省令第45条の2第2項第11号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和45年労働省告示第17号）又は省令第45条の2第3項第3号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和63年労働省告示第38号）に規定する者
- (2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の免除 実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

5 試験期日 平成28年11月13日（日曜日）

- 6 試験場所 沖縄県浦添市字大平531番地 沖縄県立浦添職業能力開発校
- 7 受験申請の手続
- (1) 受験申請書類
- ア 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書
- イ 受験資格を証する書類（技能検定合格証書の写し等）
- (2) 申請書類の提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県商工労働部労働政策課
- (3) 申請書類の受付期間 平成28年10月7日（金曜日）から同月21日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、平成28年10月21日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (4) 受験手数料 3,100円を沖縄県証紙により納付すること（受験申請書に貼付すること。）。ただし、学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、手数料は不要とする。なお、既に納められた手数料は、還付しない。
- (5) 受験票の交付 受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。
- 8 合否判定の基準 満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 9 合格者の発表 平成28年11月24日（木曜日）に、合格者の受験番号を沖縄県本庁舎掲示板に掲示するほか、合格者に通知する。
- 10 試験結果の開示 試験の結果については、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求することができる。ただし、電話、はがき等によって開示請求をすることはできない。
- 開示請求をする場合は、受験票及び受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証等）を持参のうえ、受験者本人が開示請求をするものとする。

開示する内容	開示請求期間	開示請求場所
試験の得点	平成28年11月24日（木曜日）から同年12月26日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで	沖縄県商工労働部労働政策課

11 その他

- (1) 受験申請書は、沖縄県商工労働部労働政策課、沖縄県立職業能力開発校等において交付する。
- (2) 受験手続その他の問合せは、沖縄県商工労働部労働政策課（電話098-866-2366）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月30日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年4月13日 沖縄県指令土第318号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字渡口下原456番14、456番15及び456番16
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市高原六丁目10番3号402号室 名幸真理
- 5 検査済証番号 平成28年8月22日 第4320号
- 6 工事完了年月日 平成28年8月3日

人事委員会事項

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 8月30日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第30号**勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則**

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第6条の4を第6条の6とし、第6条の3を第6条の5とし、第6条の2の次に次の2条を加える。

（1年の期間が異なる異動をした職員の年次休暇の日数等）

第6条の3 条例第9条第4項に規定する人事委員会規則で定める職員の年次休暇の期間及び年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間及び日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の日数は、人事委員会が別に定める。）とする。

- (1) 1月から8月までの間に特定職員から特定職員以外の職員となつた職員 特定職員以外の職員となつた日から同日の属する年の12月31日までの期間について、27日に当該職員が条例第9条第6項の規定により直前に繰り越した年次休暇の日数（以下この項において「特定繰越日数」という。）を加えて得た日数から、前年の9月1日から特定職員以外の職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が40日を超える場合にあつては、40日）
- (2) 9月から12月までの間に特定職員から特定職員以外の職員となつた職員 特定職員以外の職員となつた日から同日の属する年の12月31日までの期間について、7日に当該職員が特定繰越日数を加えて得た日数から、その年の9月1日から特定職員以外の職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあつては、零）
- (3) 1月から8月までの間に特定職員以外の職員から特定職員となつた職員 特定職員となつた日から同日の属する年の8月31日までの期間について、13日に当該職員が特定繰越日数を加えて得た日数から、その年の1月1日から特定職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあつては、零）
- (4) 9月から12月までの間に特定職員以外の職員から特定職員となつた職員 特定職員となつた日から同日の属する年の翌年の8月31日までの期間について、33日に当該職員が特定繰越日数を加えて得た日数から、その年の1月1日から特定職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が40日を超える場合にあつては、40日）

- 2 前項第1号及び第2号の特定職員以外の職員となつた日又は同項第3号及び第4号の特定職員となつた日から1年以内に特定職員以外の職員から特定職員又は特定職員から特定職員以外の職員となつた場合は、この異動の直前の異動がなかつたものとみなす。この場合において、当該職員の年次休暇の期間及び年次休暇の日数は、この異動の直前の異動の前から引き続くものとし、その年（特定職員にあつては特定期間、特定職員以外にあつては暦年）にとることができることとなる年次休暇の期間及び年次休暇の日数（当該日数が零を下回る場合にあつては、零）とする。

（1年の期間が異なる異動をした職員の年次休暇の繰越日数）

第6条の4 条例第9条第7項の人事委員会規則で定める日数は、同条第4項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、前条第1項第1号及び第2号の特定職員以外の職員となつた日から同日の属する年の12月31日までの期間又は同条第1項第3号の特定職員となつた日から同日の属する年の8月31日までの期間若しくは同条第1項第4号の特定職員となつた日から同日の属する年の翌年の8月31日までの期間において受けなかつた日数（当該日数が20日を超える場合にあつては、20日）（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、第6条第1項の規定により算定された日数）とする。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

収 用 委 員 会 事 項

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 8月30日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
			登記簿	実測		
浦添市字港川港川原	411番	畑	974	974.67	539.97	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のH247、Y190-1、H246、G90、G89、G88、K241、LP34、L239、LS6及びH247の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域並びにH213、H249、LS10、H224、G83、LP32、L189、L188、L187、LP31及びH213の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
銘苅則夫	浦添市字港川481番地1
銘苅芳治	浦添市字港川481番地2

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年 8月18日

沖縄県収用委員会告示第32号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 8月30日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
			登記簿	実測		
浦添市字城間東空寿	1972番2	原野	158	158.17	158.17	

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
銘苅則夫	浦添市字港川481番地1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年 8月18日

沖縄県収用委員会告示第33号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 8月30日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	面積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
			登記簿	実測		
浦添市字港川崎原	571番1	宅地	992.17	994.19	39.43	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のLP12、L149、L150、LP13、K88、K85及びLP12の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
銘苺則夫	浦添市字港川481番地1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年 8月18日

沖縄県収用委員会告示第34号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 8月30日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
			登記簿	実測		
浦添市字港川崎原	551番1	宅地	564.12	562.85	363.09	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK164、K163、LP26、L178、LP27、K166、K165及びK164の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
銘苺全孝	浦添市字港川481番地3

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
内野保	浦添市字港川569番地	借地権
下條順子	南城市佐敷字新里27番地	借地権

芝田幸子	うるま市石川嘉手苺576番地	借地権
有限会社近友電気工事 代表取締役 田場盛政	浦添市字港川577番地	借地権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年8月18日

沖縄県収用委員会告示第35号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年8月30日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
			登記簿	実測		
浦添市字港川崎原	550番	宅地	449.61	449.62	443.47	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のLP27、LP28、K178、K179、K180、K166及びLP27の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
銘苺晃	浦添市内間四丁目17番5-202号ルセリア内間

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
内野保	浦添市字港川569番地	借地権
下條順子	南城市佐敷字新里27番地	借地権
芝田幸子	うるま市石川嘉手苺576番地	借地権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年8月18日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社
〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14